

大阪市規則第115号

大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第1（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

[別表第 1 別紙 1]

施設の種類	名称	位置
[同左]		
船客上屋	天保山船客上屋	大阪市港区築港 3 丁目地先
	[同左]	[同左]
[同左]		
有料浮棧橋	桜島浮棧橋	大阪市此花区桜島 1 丁目地先
[同左]		

[別表第 1 別紙 2]

施設の種類	名称	位置
[略]		
船客上屋	天保山船客上屋	大阪市港区築港 3 丁目地先
	夢洲船客上屋	大阪市此花区夢洲中 1 丁目
	[略]	[略]
[略]		
有料浮棧橋	桜島浮棧橋	大阪市此花区桜島 1 丁目地先
	夢洲浮棧橋	大阪市此花区夢洲中 1 丁目地先
[略]		